

## 富山福祉短期大学障がい学生修学支援規程

### (目的)

第1条 この規程は、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、富山福祉短期大学における障がいのある学生が、その年齢及び能力並びに障がいの種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、障がいのある学生とは、障害者基本法第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、本人が支援を受けることを希望し、かつ、本学においてその必要性が認められた学生及び本大学に入学を希望する者をいう。

### (学長の責務)

第3条 学長は、障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がいのある学生の修学等支援方策を合理的な範囲で推進する責務を有する。

### (学科長の責務)

第4条 学科長は、学長の命を受け、障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう、具体的支援方策等を合理的な範囲で実施する責務を有する。

### (教職員の責務)

第5条 教職員は、本学における障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう合理的配慮をするとともに、障がいのある学生の修学等支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

### (支援実施体制)

第6条 障がいのある学生のための修学等支援方策に係る実施計画は、別表1に配慮した上で学科会議において審議し策定する。

- 2 学事部においては、前項の実施計画にしたがって障がいのある学生のための修学等支援事業の実施を推進する。
- 3 支援は、障がいのある学生が志望又は所属する学科が主たる責任を持つものとする。
- 4 前3項の支援を円滑かつ適切に行うため、在学生においては学事部、入学希望者については企画推進部が、関係部局間の調整を行うものとする。

### (書類の整備及び予算上の措置)

第7条 学長・学科長は、この規程の目的を達成し支援を遂行するため、必要な書類の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。

(事務)

第8条 支援に関する事務は、関係部局との連携をはかりながら、学事部が推進する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長の承認を得て行う。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定めることができる。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年11月8日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

富山福祉短期大学 学内支援体制

場面	支援内容
入学まで	<input type="checkbox"/> 開催案内(ウェブサイト・チラシなど)や当日の資料を、障がいのある学生にも使いやすいように整備する。
	<input type="checkbox"/> 障がいのある学生のための相談窓口や、提供できる情報(受験時の特別措置や入学後の支援内容など)を準備する。
	<input type="checkbox"/> 終了後は、得た情報を関係部署(各学科・企画推進部・学事部等)と共有する。
	<input type="checkbox"/> 募集要項に、実施している特別措置や、問い合わせ窓口を明記する。
	<input type="checkbox"/> 受験前相談があった場合は、関係部署(各学科・企画推進部・学事部等)と情報共有を行ない、連携して話し合いを行なう。
	<input type="checkbox"/> 特別措置の実施に当たっては、関係する教職員に情報を提供し、円滑な措置の実施に努める。
	<input type="checkbox"/> 合格した障がいのある学生の情報を、速やかに関係部署(各学科・企画推進部・学事部等)に引き継ぐ。
	<input type="checkbox"/> 合格後の早い時期に障がいのある学生と話し合い、財務や施設等について入学に備える。
	<input type="checkbox"/> 必要な設備や構内動線は、利用する障がいのある学生にも確認しながら整備する。
学習支援	<input type="checkbox"/> シラバスや履修登録に関する資料を障がいのある学生にも使いやすいように整備する。
	<input type="checkbox"/> そのままでは履修が難しい科目については、関係部署(各学科・学事部等)で連携して検討を行なう。
	<input type="checkbox"/> 合理的配慮内容や支援内容について、関係部署(各学科・各事務部署等)で常に最新の情報を共有する。
	<input type="checkbox"/> 試験等の実施にあたっては、障がいのある学生や関係部署(各学科・学事部等)と適切な配慮について検討を行ない、実施する。
学生生活支援	<input type="checkbox"/> 障がいのある学生が相談するためのわかりやすい窓口を設ける。窓口は一本化されているとなおよい。
	<input type="checkbox"/> 障がいのある学生との話し合いを定期的実施し、状況の把握や支援内容の見直しを行なう。
	<input type="checkbox"/> 窓口や支援内容について、機会があるごとに全学に周知して、学内の障がいのある学生や教職員に伝えるように努める。
	<input type="checkbox"/> 学内各部署に障がいのある学生担当者を置き、必要な情報共有や連携を常に行なえるようにしておく。
就職支援	<input type="checkbox"/> 関係部署(各学科・企画推進部等)でも障がいのある学生の状況を把握しておき、いつでも本人や企業に対応できるようにしておく。
	<input type="checkbox"/> 障害者雇用率制度や外部支援機関等、障がい者雇用に関する情報を収集しておき、学生からの相談に備える。
	<input type="checkbox"/> 障がいのある学生の就職活動に関する情報保障や配慮について、関係部署(各学科・企画推進部等)と連携して支援を行なう。